





随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和3年9月分

総務部 危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。





随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3 年 9 月分

未来創生部 政策共創室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月5日	木糸ハンカチ	株式会社 和紙の布	¥99,600		第1号適用
9月14日	桃の木台南住民センター 外灯修繕工事	本田電気株式会社	¥299,200		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき、物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）



随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3年 9月分

未来創生 部 シティプロモーション推進 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第〇号適用）
9月13日	資産管理システムクライアントライセンス	有限会社奥井商会	¥306,570	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。  
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。



随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3年 9 月分

市民部 市民課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書 の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。  
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。



















随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3 年9月分

こども未来部 こども家庭課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第〇号適用）
9月3日	阪南市立たんぼぼ園ホール及び遊戯室前廊下雨漏り補修工事	竹中防水	¥930,600		第2号適用
9月8日	下荘保育所污水管改修工事	ネナシウォーター工業株式会社	¥469,700		第2号適用
9月10日	手指消毒用アルコール消毒液	石黒メディカルシステム(株)東大阪支店	¥96,096	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。



随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和3年9月分

都市整備部 河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
9月6日	小川管理用通路緊急補修工事	(株)庄司建設	¥496,100		第2号適用
9月10日	旭排水ポンプ場電力引き込み設備破損緊急修繕工事	(有)ONO総合設備	¥225,236		第2号適用
9月10日	田山川緊急除草作業	(有)マエダ	¥454,300		第2号適用
9月16日	市内水路雑木伐採業務委託	(有)マエダ	¥445,500	○	
9月22日	舞1丁目地区緊急雨水管修繕工事	サカキ工業(株)	¥442,200		第2号適用
9月28日	市内排水路緊急浚渫業務委託	(株)興和	¥316,800		第2号適用
9月30日	桑畑地区排水管緊急補修工事	(株)谷工務店	¥185,880		第2号適用
9月30日	光陽台2丁目地区雨水マンホール蓋緊急取替工事	辻建設	¥365,750		第2号適用
9月30日	舞2丁目緊急水路草刈り作業業務委託	ヤマサ造園土木(株)	¥498,300		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。



随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和3年9月分

都市整備部 道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項た だし書の適用号数（第○号適 用）
9月1日	桃の木台2号線除草作業	（公社）阪南市シルバー人材センター	¥288,968		第3号適用
9月3日	下荘83号線緊急路肩補修工事	泉営工（株）	¥300,000		第2号適用
9月6日	東鳥取63号線道路法面除草工事	ヤマサ造園土木（株）	¥448,800	○	
9月7日	いずみが丘団地内雑木伐採業務委託	前田造園土木	¥286,770	○	
9月14日	いずみヶ丘地区緊急区画線設置工事	（有）松栄安全工業	¥322,300		第2号適用
9月15日	東鳥取196号線緊急石畳補修工事	（株）庄司建設	¥451,000		第2号適用
9月17日	阪南市児童遊園・都市公園遊具点検管理業務委託	河野スポーツ店	¥418,000	○	
9月17日	桃の木台3号線車止め取替工事	中谷石材園芸（株）	¥231,900	○	
9月17日	山中溪車止め設置工事	（株）谷工務店	¥333,190	○	
9月24日	箱作地区雑木伐採業務委託	阪栄設備工業	¥316,800	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和3年9月分

都市整備部 下水道課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第〇号適用）
9月1日	尾崎町4丁目公共下水道汚水人孔止水工事	（株）ユニティ	¥207,240		第2号適用
9月21日	最終汚水柵調整設置工事（尾崎町2丁目6-1）	池宮水道工業所合同会社	¥154,000		第1号適用
9月28日	箱の浦マンホールポンプ場フリクト緊急補修工事	（有）南工業所	¥117,480		第2号適用
9月28日	公共下水道マンホール蓋嵩上げ調整工事（下出）	（株）フルタ建設	¥132,500		第1号適用
9月30日	公共下水道取付管布設及び公共汚水柵設置工事（箱作446-28）	（株）矢寺水道興業社	¥380,600		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。  
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。







随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3 年 9 月分

行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。



随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 3 年 9 月分

生涯学習部

教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
9月2日	西鳥取小学校防災スクリーン修理	三和シャッター工業(株)	¥185,900		第1号適用
9月8日	ポータブルワイヤレスアンプ購入	(株)ナミモト電気工業所	¥86,350	○	
9月24日	尾崎小学体育館床保全工事	大進工業(株)	¥1,104,400		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。











